

三浦電機株式会社「（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム敷島内
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年9月5日
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム敷島内計画段階環境配慮書」について、三浦電機株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道岩内郡岩内町
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出力 : 30,000kW前後

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月 7日
環境大臣意見受理	平成29年 8月24日
経済産業大臣意見	平成29年 9月 5日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松井
電話03-3501-1742（直通）

三浦電機株式会社「（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム敷島内
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域の周辺において、本事業者による他の風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、他案件との累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

（4）事業計画の見直し

1.（2）並びに2.（1）、（2）、（5）及び（7）により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響、鳥類、景観に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（5）関係行政機関等との連携及び住民への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係行政機関等の意見を十分勘案し、方法書以降の環境影響評価手続を進めること。また、住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

（1）騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針及び風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルの環境影響評価における取扱いについて（平成29年5月環境省）」を踏まえ、住居等が存在する地域の状況に応じて、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5

月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、岩内町上水道の表流水の取水地点、岩内浄水場、水道原水の取水河川を含む複数の河川等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等から距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法(明治30年法律29号)に基づき指定された砂防指定地、山地災害危険地区調査要領(平成18年7月林野庁)に基づく山腹崩壊危険地区等が存在しており、当該区域は土地の改変に慎重を要する区域であることから、本事業の実施に伴い、土砂又は濁水が流出すること等によって生ずる、動植物の生息・生育環境及び河川・沢筋等の自然環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の近隣では、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されており、当該地域の地理情報から、同区域内においても生息の可能性が高い。よって、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回~第5回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された土砂崩壊防備保安林等が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、既存道路、無立木地等を活用することにより、これらの重要な

自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、同国定公園の利用計画に位置付けられている歩道及びスキー場並びに岩内岳をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が複数存在しており、本事業の実施により、これらの重要な眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを用いた予測及び評価のみならず、垂直見込角、主要な展望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に係る手法の選定に当たり、国定公園の管理者及び利用者、関係する地方公共団体並びに専門家の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。